

他都市条例の制定状況（条例の内容）

※7つの条例について、どのような内容が掲載されているか要約したものです。

1. 前文（※宇都宮市・水戸市なし）

自治会が担ってきた役割や課題、条例が制定された背景・目的等を記載している。

- 自治会を、防災・防犯・福祉・環境美化などを担う地域コミュニティの中核として位置付けている。
- 加入率の低下、担い手不足、役員の高齢化を共通する課題として挙げている。
- 高齢者・子どもの見守りや災害対応のため、住民同士のつながりや共助の重要性を強調している。
- 自治会等の活動を維持・活性化するため、住民、事業者、行政などの連携・協働を求めている。
- 安全・安心で暮らしやすい地域社会を形成し、次世代へ継承することを条例制定の趣旨としている。

2. 目的

条例が制定された目的を記載している。

- 自治会の維持及び活動の活性化に関する基本理念を定めること
- 自治会、市民、事業者、市等の役割について明らかにすること
- 自治会が今後も維持されるべき存在であることを自治会、地域住民、事業者、市等が認識を共有すること
- 地域住民の自治会への加入及び参加を促進し、自治会活動の推進を図ること
- 自治会の持続可能性を確保し、安全・安心な地域社会を将来の世代に継承すること

3. 定義

条例中で使用される各用語の意義を定めている。下記に掲げるほか、自治会の連合体やマンション管理者について意義を定めている条例もある。また、各用語の定義（範囲）は条例ごとに異なることがある。

- 自治会：一定区域の住民が地縁に基づいて形成する団体。（※宇都宮市、岡山市、札幌市では、自治会の活動内容として、地域福祉、防災、防犯、環境美化、地域交流などを具体的に示している。）
- 市民：市内に居住する者。（※新宿区では、「区民」に居住者だけでなく、区内で働く者、学ぶ者、活動する者も含めている。）
- 事業者：市内において事業活動を行う企業その他の団体
- 地域コミュニティ：本市の一定の区域等における地域住民とのつながりを基礎とする地域社会
- 公共的活動：市民その他の個人又は団体が協力して行う、共通する便益の増進につながる活動
- 協働：互いに対等の立場で理解し、尊重し合いつつ、役割及び責任を担い合い、効果的に公共的活動に取り組むこと
- 住宅関連事業者：市内における住宅の建築、販売、賃貸又は管理を業として行う者
- 地域活動団体：地域で自主的に公共的活動を行う地域ごとに形成された団体

4. 基本理念

自治会の維持、活動の活性化、自治会への加入・参加の促進等を行うにあたっての基本理念を定めている。

- 自治会は、地域コミュニティの中核または重要な担い手であることを認識・共有すること
- 住民、事業者、行政などが、相互理解に基づき連携・協働すること
- 住民の多様な価値観や自主性を尊重すること
- 自治会自身の自主性、自立性、主体性、地域性に配慮すること

- 自治会等の活動は、住民同士の交流、支え合い、協力によって進めること
- 自治会等が今後も維持されるべき存在であるという認識を、関係者で共有すること
- 地域において、誰もが安全・安心で快適に暮らすために、自治会が中心的な役割を担っていること

5. 市民及び住民の役割(責務)

条例の目的を達成するための市民（住民）の役割（責務）を定めている。

- 市民・住民は、地域社会または地域コミュニティの一員として、自治会が地域で果たす意義や重要性を理解すること
- 自治会の活動へ参加・協力すること
- （宇都宮市、四日市市、市川市、水戸市）自治会への加入に努めること
- （水戸市）自治会活動を通じた地域課題の解決に主体的に取り組むこと
- （岡山市）住民に加えて事業者も自治会等への参加・協力を努めること
- （四日市市）自治会への加入と活動参加を、積極的かつ主体的に行うこと

6. 自治会の役割(責務)

条例の目的を達成するための自治会の役割（責務）を定めている。

- 地域コミュニティの中心的な担い手・組織として、地域の維持・発展に取り組むこと
- 地域住民の交流や共同活動を通じて、住民同士が助け合い、支え合う地域づくりを進めること
- 公共的課題の解決、防犯・防災活動等に取り組み、安全・安心で暮らしやすい地域社会の形成に努めること
- 活動内容や運営情報を積極的に提供・公開し、住民に分かりやすく、参加しやすい開かれた組織運営を行うこと
- 地域住民の意思や多様な価値観、自主性を尊重し、自治会への加入や活動参加を促進すること
- 加入・参加・交流は個人の自由な意思に基づくものとし、強制せず、市民・住民や事業者が参加・協力しやすい活動を進めること
- 他の自治会、連合体、地域活動団体、事業者、行政等と連携・協働し、地域活動の充実や地域の発展を図ること
- （宇都宮市）住民意向の活動への反映や役員負担の軽減、（岡山市・札幌市）地域の意見の行政への伝達、（札幌市）連合体による広域調整、（新宿区）活動の次世代への継承、（市川市・四日市市・水戸市）地域を担う人材の育成に努めること

7. 事業者の役割(責務)

条例の目的を達成するための事業者の役割（責務）を定めている。

- 事業者自身も地域コミュニティや地域社会の一員であることを認識すること
- 自治会等の意義や重要性について、理解と関心を深めること
- 事業所が所在する地域の自治会等の活動に、積極的に参加・協力すること
- 事業者の事業内容や特性に応じて、自治会活動への参加・協力を努めること
- 自治会等の活動への参加、協力、連携を通じて、地域活動の活性化を図ること
- 従業員が居住する地域の自治会等に参加できるよう配慮すること
- （水戸市）自治会への加入促進に関する市や地域団体の事業に協力すること
- （市川市）自治会等に関する市の施策や地域づくりの取組に協力すること

8. 住宅関連事業者の役割(責務) (※岡山市なし)

条例の目的を達成するための住宅関連事業者の役割(責務)を定めている。

- 住宅の入居者に対し、所在地域の自治会等に関する情報を提供すること
- 入居者の自治会等への自発的な加入や活動への参加を促す情報を提供すること
- (宇都宮市・札幌市・水戸市) 自治会等への加入だけでなく、地域の実情に応じて、自治会等の自主的な設立に資する情報提供や支援をすること
- (宇都宮市) 住宅の入居者と地域住民との良好な近隣関係の保持に努めること
- (新宿区) 自治会等への理解と関心を深め、その活動への参加、協力、連携を図ること
- (四日市市・市川市・札幌市) 自治会等の維持・活動の活性化や加入促進に関する市の施策に協力すること
- (新宿区) マンション等の建築主や管理者は、自治会との連絡先を区へ報告すること

9. 市の役割(責務)

条例の目的を達成するための市(自治体)の役割(責務)を定めている。

- 自治会等を地域コミュニティの重要な主体または中核として位置付け、その維持・活動の活性化に必要な施策を総合的に推進すること
- 自治会等と協働し、地域の安全・安心や住みよいまちづくりを進めるとともに、関係部署・関係団体との連携を図ること
- 住民の自治会等への自発的な加入・参加や、自治会等の自主的な設立を促進するため、相談、情報提供、助言その他の支援を行うこと
- 自治会等に関する住民や事業者の理解・関心を深め、加入・参加・協力を促すため、広報・啓発活動を実施すること
- 自治会等の活動に必要な財政的支援を行うとともに、活動の活性化を担う人材の育成・確保を進めること
- 市が自治会等に協力を依頼する場合は、関係部署間の連携を図り、自治会等の負担が過重にならないよう配慮すること
- (札幌市・水戸市等) 自治会等の意見を施策の策定・実施に反映し、意見交換会や調査等を通じて、自治会等と継続的に意見交換すること
- (宇都宮市・市川市・札幌市等) 職員の自治会等への加入・参加を促すほか、施策の推進体制を整備し、取組状況を公表するなど、行政内部の推進体制を整えること

10. 学校の役割 (※新宿区のみ)

条例の目的を達成するための学校の役割を定めている。

- 小中学校・高校の役割：①児童・生徒および保護者が自治会への理解と関心を深める機会を設けるよう努めること、②児童・生徒および保護者が自治会の活動に参加・協力・連携する機会を設けるよう努めること
- 大学・専修学校等の役割：①自治会への理解と関心を深めるよう努めること、②自治会の活動に参加・協力・連携するよう努めること

11. その他団体の役割 (※宇都宮市、市川市、新宿区、水戸市)

上記で定めた以外の団体の役割(責務)について、特に定めるものがある場合に規定されている。

- （宇都宮市）地域活動団体及び非営利活動団体の役割を定めている。（自治会の意義・重要性について関心と理解を深めるよう努めること、自治会の活動に参加・協力するよう努めること、自治会と協働して地域活動に取り組む役割を担うこと）
- （市川市）自治会等が活動する地域にあるその他の団体は、自治会等の目的達成に向けた活動に協力するよう努めることとしている
- （新宿区）自治会以外の地域活動団体が自治会の活動に参加・協力・連携するよう努めることとしている
- （水戸市）住みよいまちづくり推進協議会及び地区会の責務を定めている（市民の自発的な自治会への加入の促進、自治会等の設立や参加促進への積極的な支援）

12. 委任（※四日市市、新宿区、水戸市）

条例の施行に必要な事項を規則等で定める場合に規定されている。

- （四日市市）条例の施行に必要な事項について、条例とは別に市長が定めることとしている。
- （新宿区）条例の施行に必要な事項について、条例とは別に規則で定めることとしている。
- （水戸市）条例に定めのない必要な事項について、別途定めることとしている。